

審議の内容等について

1. 背景

本審議会については、松戸市長が就任した平成25年度に審議・答申を行って以降、約8年の期間を経過し、改めて設置されたものであり、この間の各種要因の変化を踏まえて、市長の給料及び退職手当が適正水準であるかについて諮問するため、設置されたものである。

2. これまでの改定経過等

現在の市長の給料月額は、平成18年10月に設置された前々回の本審議会の答申を受けて、平成19年4月に改定されたもので、この時の改定内容は、一般職の職員の給与改定率を参考に、約5.6%の減額が行われたところである。

また、平成25年10月に設置された前回の本審議会の答申では、給料月額は据え置きとすることが適当であるとし、改定には至っていない。

なお、一般職の職員の給料月額については、前回審議会が設置された平成25年から現在までの間、人事院勧告に基づき引き上げが行われており、その引き上げ率の累積は、約1.21%となっている。

市長の退職手当については、平成18年の前々回審議会から審議対象に加えられたものである。

平成25年の前回審議会の時には、同年4月より国の退職手当制度の改正にならい、官民較差の解消を図るために、一般職の職員の退職手当を平均約14.9%減額する改正が行われた。これを踏まえ、答申では2つの考え方が示され、一般職の支給水準の引き下げ率を上回る改定を行うこと、あるいは任期終了時に改めて判断を行うこと、いずれかとするのが適当であるとされた。

この答申を受けて退職手当については、平成26年4月から約20%減額する改正が行われ、現在に至っているところである。

3. 審議の内容

本審議会では、上記2の改定経過を踏まえた上で、中核市や近隣市との比較、一般職の職員や民間企業の状況などを把握した上で、各委員が率直に意見交換し審議を行った。

なお、市長の判断により、時限的・特例的に行う措置（期間を限定した給料の引き下げなど）については、審議対象としていない。

(1) 市長の給料について

引き上げの視点

- 令和3年4月時点で、市長の給料等は、年間支給額に換算すると中核市62市のうち、高い方から数えて5番目となっている。
- 船橋市は、人口規模で中核市最大であり、他の中核市と比較し、上位の金額であることは適切である。
- 船橋市は、千葉県の中でも千葉市に次いで最大の市であり、近隣市を含め、他市を引っ張っていく立場にある重要な市であり、それに応じた給料であるべき。
- 市長として、市民の福祉向上のために日々取り組まれている状況から、その職務等を考慮し、引き上げてもいいのではないか。
- 市長のモチベーションをさらに上げてもらえば良い。
- 市長の給料を上げることで、実務を行ってきた職員においても、その功績が認められているという思いを持つことができる。

その他の視点

- 中長期にわたり財政運営が厳しい状況となる見込みのため、現状、行財政改革を進めており、市民に対して負担を求める見直しも生じている。
- 市の財政状況も重要な要素となる。財政健全化指標をみると他市の数値と比較し、健全な印象はあるが、財政状況が厳しい見通しを立てているのであれば、この点についても加味して考えていくべき。

- 令和3年の人事院勧告は、給料月額は令和2年に引き続き据え置きとしており、加味する要因とならない。
- 現状、新型コロナウイルス感染症が終息に至っていない状況も考慮する必要がある。新型コロナの影響によって、職を失っている人が沢山いる状況も勘案すべき。

(2) 市長の退職手当について

引き上げの視点

- 現行の退職手当は中核市62市のうち、42番目となっている。また、4年間の任期の合計支給額（退職手当を加えた合計額）は、中核市中11番目となっており、他市と比較して低い水準となっている。

その他の視点

- 退職手当は、4年の任期ごとに支給されるということを考えると高額という印象を受ける。
- 退職手当は、給料月額を基礎にして金額を算定するものであり、給料月額の改定により、その額も変動するものであり、上記(1)の給与月額と連動した額でよい。